

取扱い食品（簡易な施設で取り扱うことができる食品の例示）

分類	飲食店行為として取り扱うことのできる食品	例
煮物類	・事前に仕込み（細切、煮込み等）し、その場で煮込んだもの	おでん、煮込み、豚汁、けんちん汁
焼物類	・事前に仕込み（細切、串刺し等）し、冷蔵した具をその場で焼いたもの ・焼きとり（鶏肉以外の豚、牛等を含む。）、焼肉類にあつては、その場において短時間で中心部まで加熱が十分にできる大きさ（一口サイズ）に事前に加工したもの	焼きとり、焼き貝、いか焼き、焼き魚、焼きさつま揚げ、焼き餃子、焼肉
お好み焼類	・その場で水に溶いた小麦粉等と、事前に仕込み（細切等）した具をその場で混ぜ合わせて焼いたもの ・ピザ類にあつては、許可施設又は清潔な場所で仕込んだピザ生地に、事前に細切した具をのせて、その場で焼いたもの（生地は、仕込み場所で伸ばし調製したもの）	たこ焼き、お好み焼き、タコス、ピザ
茹物・蒸し物類	・農産物や事前に仕込みした具をその場で茹でるか、蒸したもの	じゃがバター、蒸し餃子、蒸ししゅうまい
焼きめん類	・焼きそば、焼うどん、焼きビーフン、チャプチェ等（めん類は市販品、具材は、市販品又は事前に仕込んだ（細切等）もの） ・焼きそば類似品にあつては、焼きそばと麺の種類が異なるだけで、水さらしなどの工程がなく、焼きそばと調理工程が同等のもの	焼きそば、焼うどん、焼きビーフン、チャプチェ
揚物類	・事前に仕込み（細切等）した具を、出店場所で揚げたもの	串かつ、フライドチキン、フライドポテト
喫茶類	・事前に調製した材料を用いて、その場で小分け、希釈、混合、調味するもので、通常喫茶店営業にて提供される飲料、茶菓、甘味食品	ところてん、かき氷、清涼飲料水、しるこ、甘酒、コーヒー、紅茶
ソーセージ類	・フランクフルト、アメリカンドッグ等、そのまま又は衣をつけたソーセージ類を焼くか油で揚げたもの	フランクフルト、アメリカンドッグ
バーガー類	・ハンバーガー、ドネルケバブ等 ・パン類（米飯は除く。）に、加熱調理した具材をはさんだもの（パン等は市販品、具材は加熱調理したものを原則とする。）	ハンバーガー、ドネルケバブ、
酒類	・日本酒、ビール、焼酎等 ・ビールサーバーによる提供にあつては、専門の業者により管理調製されたもの ※翌日の持ち越しはしないこと	日本酒、ビール、焼酎
レトルト食品、無菌包装米飯、即席カップ麺類	・その場で加熱し、又はそのまま盛り付けて提供するもの ・湯を注ぐのみで提供することができるもの	レトルトカレー、無菌包装米飯、カップ麺

分類	菓子製造行為として取り扱うことのできる食品	例
焼菓子類	・事前に仕込み（混合、成形等）した具を、その場で焼いたもの	今川焼き、五平餅、ベビーカステラ
揚菓子類	・事前に仕込み（混合、成形等）した具を、その場で揚げたもの	ドーナツ、大学芋
団子菓子類	・事前に団子に成形したものを、その場で焼くか蒸すか、それに事前に仕込みした具をからめたもの	草団子、焼き団子
まんじゅう類	・事前に仕込み（混合、成形等）したまんじゅうを、その場で加熱したもの	焼きまんじゅう、蒸しまんじゅう
もち菓子類	・事前についた餅に、事前に仕込みした具をからめたもの	きなこ餅、あんころ餅
あめ菓子類	・事前に仕込みした原料を用いて、その場で簡単な加工を行って作るあめ菓子	べっこ餡、果実餡、カルメ焼
その他	・要綱で示した範囲（果実チョコ（果実にチョコレートをからめたもの） ・蒸しパン	チョコバナナ、蒸しパン

食料品販売行為として取り扱うことのできる食品	例
以下の条件を全て満たす食品とすること。 ・法により保存基準が定められていない食品 ・法の販売業許可が不要な食品 ・容器包装に入れられた食品（ただし、生鮮の野菜及び果実は除く。）	・生鮮の野菜及び果実 ・煮豆、つくだ煮、漬物、魚介類加工品、菓子、アイスクリーム、レトルト食品、缶詰食品、びん詰食品

※カレーライス、めん類（うどん、そば、ラーメンなど）、パスタ類、アイスクリーム等上記以外の食品を取扱う場合は保健所へご相談下さい。